

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件の名称	所在地	区分	地目	面積（㎡）		最低入札価格
(元) 越殿特別県営団地	倉吉市広瀬町 1 5 7 7 番 1 5	土地	宅地	実測 (公簿)	810.15 (810.15)	10,000円

※支障物件等の詳細は、入札参加要領及び物件調書のとおり。

(2) 売払方法

一般競争入札

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) その他知事が不相当と認める者

3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

4 入札手続及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電 話 0857-26-7071

ファクシミリ 0857-26-7616

電子メール gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

5 入札手続等

(1) 入札参加要領等の交付方法

本件公告の日から開札日の前日までの間に、インターネットの鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/>）から入手すること。

ただし、これにより難しい場合は、4 の場所において本件公告の日から開札日の前日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に直接交付する。

(2) 入札に係る事前手続

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加要領の 3（1）で示す事前提出物を、4 の場所に令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時までに提出（持参、郵送又は電子メール可）し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 代理人により入札を行う場合は、アの提出書類の他、委任状（入札参加要領様式第 3 号による。）を、令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ウ 入札参加資格確認を受けた者には、(7) の入札保証金について、別途納付書を送付するので、納付書記

載の金融機関（コンビニによる納付はできません。）において、原則、入札書の提出に先立って納付すること。

(3) 現地見学会

令和7年11月26日（水）午前10時から11時までの間に実施する。参加希望者は、令和7年11月21日（金）までに4の場所に電話等で申し出をすること。なお、参加希望の申し出がない場合は実施しないこととする。希望者多数の場合は別途日程とする場合がある。

物件名	日時
(元) 越殿特別県営団地	令和7年11月26日（水）午前10時から11時まで

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札

物件名	日時
(元) 越殿特別県営団地	令和7年12月24日（水） 集合時間：午前10時 開札時間：午前10時15分

ただし、郵便等による入札書の提出期限は、令和7年12月19日（金）必着とする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁 本庁舎地下 第6会議室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、4の場所に送付すること。

(6) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うこと。

イ 入札書は、入札参加要領の4に示すところにより記入押印し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、(5)の郵便等による入札を行う場合には、密封した「入札書」を更に郵送用の封筒に入れ、令和7年12月19日（金）必着で総務部行政体制整備局行財政改革推進課に送付しなければならない。

また、(7)に掲げる入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を表記した領収証書の写しを入札書の提出と併せて提出することとするが、やむを得ない理由により入札書の提出と併せて提出することができない場合にあっては、ファクシミリ等でその写しを送付することができる。

ウ 入札書の作成、提出方法の詳細は入札参加要領を参照すること。

(7) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書の提出に先立って納付しなければならない。

なお、落札できなかった場合は、入札参加要領に定めるところにより返還する。

(8) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加要領に掲げる無効条件に該当する入札及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、本件公告又は入札参加要領に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び契約条項

要。別添「公有財産売買契約書（見本）」を承知の上、入札すること。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に掲げる最低入札価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札参加要領による。